

# 令和元年由仁町議会第5回臨時会 第1号

令和元年7月29日（月）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 5 議案第 2号 由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事請負契約の締結について
- 6 議案第 3号 農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事請負契約の締結について
- 7 会議案第1号 議員派遣について

## ○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君	副議長 9番 後 藤 篤 人 君
1番 大 畠 敏 弘 君	2番 加 藤 重 夫 君
3番 早 坂 寿 博 君	4番 羽 賀 直 文 君
5番 浮 田 孝 雄 君	6番 平 中 利 昌 君
7番 大 竹 登 君	8番 佐 藤 英 司 君

## ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和元年由仁町議会第5回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、8番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度6月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、消費税及び地方消費税の税率が本年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、公共施設の使用料等について適正な転嫁を講ずる必要があることから改正を行うため、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第1号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの制定は、消費税及び地方消費税の税率が本年10月1日から8%から10%に引き上げられることに伴い、15の条例に規定のある使用料等について条例を制定し、改定を行うものでございます。消費税は、価格の転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であり、対価を得て行われる資産の譲渡や貸し付け及び役務、サービスの提供などは全て消費税の課税対象となることから、これらを踏まえ法律上の課税取引とされる公共サービスに係る使用料等につきまして適正な転嫁を原則として対応するものであります。改正内容につきましては、公共施設等の使用料について、いずれも消費税率の引き上げ相当額を引き上げる内容でございます。なお、使用料等の算出に当たっては、十円単位になるよう四捨五入を基本としていますので、それぞれの改正内容につきましては説明を省略させていただきます。説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料をごらんください。右側が現行の使用料、左欄が改正案であります。

第1条関係は、文化交流館に関する改正であります。第2条関係は、町民プールに関する改正であります。

次のページをお開きください。第3条関係は、町体育館に関する改正であります。第4条関係は、伏見台球場に関する改正であります。

次のページをお開きください。第5条関係は、古山貯水池自然公園オートキャンプ場に関する改正であります。第6条関係は、町民センターに関する改正であります。

次のページをお開きください。第7条関係は、三川会館に関する改正であります。

次のページをお開きください。第8条関係は、川端老人福祉センターに関する改正であります。第9条関係は、健康元気づくり館に関する改正であります。

次のページをお開きください。第10条関係は、墓地に関する改正であります。第11条関係は、介護老人保健施設に関する改正であります。

次のページをお開きください。介護老人保健施設の利用料につきましては、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準額が改正されたことから、その額と同額とするため改定後の料金は一円単位となっております。第12条関係は、集落センターに関する改正であります。第13条関係は、農畜産物加工センターに関する改正であります。

次のページをお開きください。第14条関係は、ゆにガーデンに関する改正であります。

次のページをお開きください。第15条関係は、農村勤労福祉センターに関する改正であります。

最後に、附則であります、この条例を本年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） ただいまの説明よくわかりました。それで、お尋ねしたいのは、間違いなくこれ、消費税は10月に10%に上がると。そこの判断基準というのは何でしょうか。まず、それをお聞きしたい。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務課長

○総務課長（野島 健君） 浮田議員の質問にお答えします。

消費税率の改定につきましては、現段階で改正をされるものと判断し、準備を進めております。改正されない場合は、その都度対応をさせていただき所存でございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それは違うだろう。私たち今これからこれをよしとするか、しないかの瀬戸際にあるのです。国がそういう方向だから準備しておきます、これはわかる。問題は、私たちバジッジョった人間10人がいいですよと、この本会議場で判断しなくてはならない立場にあるのです。ですから、聞いているのです。今の答弁ではだめ。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前10時02分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

浮田議員の2回目の質問に対して答弁をお願いいたします。

総務課長

○総務課長（野島 健君） 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行う

ための消費税法の一部改正する等の法律の改正法は既に可決決定しております。したがって、今後新たに法改正の措置がとられない限り、消費税率は10月1日に自動的に10%に引き上げられることになっております。

以上で質問のお答えとします。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） もう一点あります。一応10月1日、8%から10%になる準備をしましたと。それで、由仁町町民に対しての増税も2%行政関係全て上がりますよと、これも理解しました。さて、それでお伺いしたいのは、年金の値上がりもないと、経済情勢もよくないと。その中で2%を結局由仁の町民が負担していかなくてはならない、それは何か消費税以外に由仁町としてきちっとした値上げの根拠というのを持っているのでしょうか。短絡的に8%が10%になるからこうしますよと、そこに何も由仁町の政策的政治というのが見えないのであれば、これはもうこの先も当然国の言いなりになって全て増税、増税、増税と、町民の生活は私たちには関係ないですよ、こういう態度でいくのか、そのあたりちょっと確認しておきたい。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 国の法律に準じて消費税率の改定に伴って2%分の値上がりが生じるから、町の政策として町民の皆さんに2%の負担が非常に苦しい状況になるのかもしれないのを、そこを町として何らかの対策を打たなければならないのかというご質問でよろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ならないのかではなくて、そういうお考えか、考え方です。考え方は持っているのですかということ。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） これは、国の制度の改正によるからということで私は逃げるつもりはございません。ただ、どうしても町民の皆さんに使用料で負担をしていただいて、その負担をしていただいたお金で制度の改正に伴う支払いというものが発生してくるわけです。ですから、転嫁されたものを当然に転嫁して払っていただく、そして公共施設を適正に維持していくというのが、これが原則であります。町民の皆さんのその値上がり分に対してどうのこうのということは特別に今政策としては今現在は考えてはおりません。

○議長（熊林和男君） よろしいですか。

○5番（浮田孝雄君） よくはないけれども、なし。

○議長（熊林和男君） そのほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第5、議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事につきましては、7月22日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、本年6月18日に開会されました第2回定例会において可決をいただきました令和元年度一般会計補正予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとお

り工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事です。契約の方法は、別紙議案第2号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は6,963万円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町中央297番地、川上建設株式会社代表取締役、川上晃です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積243.94平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りは12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と7畳の洋室2部屋の2LDKタイプ、3戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、98.6%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は令和元年11月29日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 議案第2号資料を見ると、入札金額は書いてあるのですけれども、この4者のうちのどこが落札したのですか、これ。落札者が不在中で契約書、請負契約が発生すると、そんなばかなことはあるのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大変申しわけございません。お手元のほうに配付させていただきました議案第2号資料、入札金額一覧表でございますが、こちらのほう不備がございますので、後ほど訂正、差し替えをさせていただきます。なお、落札者につきましては議案のほうに表記をしておりますので、この資料の誤りということで差し替えをさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（熊林和男君） そのほか質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地3号棟建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第3号 農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事につきましては、7月22日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、議案第2号と同様の理由により提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第3号 農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、令和元年度農業集落排水事業特別会計予算に措置しておりました集落排水施設建設費について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事です。契約の方法は、別紙議案第3号資料のとおり2者による指名競争入札で、第1回目の落札です。なお、指名業者5者のうち3者から入札辞退届の提出があり2者になったものです。契約の金額は、1億982万4,000円です。契約の相手方は、札幌市東区北13条東6丁目1番23号、株式会社明電舎北海道支店支店長、鳥居俊一です。

この工事の概要は、由仁地区、川端地区の各処理施設において耐用年数を経過した電気

設備の計装設備機器や管路施設の非常通報装置などを更新するものであります。

なお、落札率でございますが、98.5%です。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は令和2年3月6日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路・処理施設第3工区工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第7、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

令和元年7月29日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年由仁町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時19分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

5 番議員                浮 田 孝 雄

8 番議員                佐 藤 英 司